

国立大学法人電気通信大学コミュニケーションマーク規程

平成22年11月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学コミュニケーションマーク(以下「マーク」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(形状、寸法及び色彩)

第2条 マークの形状、寸法及び色彩は、別記のとおりとする。

(雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか、マークに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年11月24日から施行する。

別記(第2条関係)



- (1) DICカラーガイド256 (CMYKカラーモデル: C90, M90, Y17, K0)
- (2) DICカラーガイド138 (CMYKカラーモデル: C90, M5, Y10, K0)
- (3) DICカラーガイド138からDICカラーガイド256においてグラデーションを行う。